



# いじめ防止基本方針【HP版】

栃木市立赤麻小学校

本校では、すべての教職員が「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る。」という事実を踏まえ、「いじめは絶対に許されない」の強い意志を持ち、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組むこととする。

## いじめとは……

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条 第1項」

## いじめ防止のための組織

いじめ防止のために「いじめ防止対策委員会」（校長・教頭・教務主任・児童指導主任・人権教育主任・養護教諭・教育相談担当とし、必要がある場合には、学校運営協議会委員・保護者代表に参加を要請）を組織する。ここでは、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、未然防止策を策定するとともに、いじめ防止への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、いじめ防止基本方針を始めとした取組が実効性のあるものとなるよう改善を図る。

### 1 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意欲をもって学校の教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組むと共に、充実感をもてるような活動設定や指導を心掛ける。
- 児童にいじめ問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、いじめに発展するかもしれない日常の小さなトラブルを自分たちで解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 情報機器（ゲーム機も含む）のもつ利便性と危険性をしっかり理解させ、適切な使い方について指導する。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、児童のいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、児童への接し方に細心の注意を払う。

### 2 いじめの早期発見に向けて

- いじめは大人が気付かなく判断しにくい状況で行われるということや、いじめは様々な集団の中で発生する可能性があるということを教員一人一人が強く認識する。
- 児童の声に耳を傾け、児童の様子を細かく見守り、些細な変化も見逃さないよう心掛ける。
- いじめの疑いがあると感じた場合には、教員一人で抱え込むことなく、校長・教頭・児童指導主任等に報告・連絡・相談し、複数の目で観察し、全校体制で組織的に対応する。
- 日頃から児童・保護者との信頼関係を深め、児童・保護者が相談しやすい体制を整える。
- 児童・保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。
- いじめ防止に対する取組を保護者へも周知し、保護者との情報共有に努める。

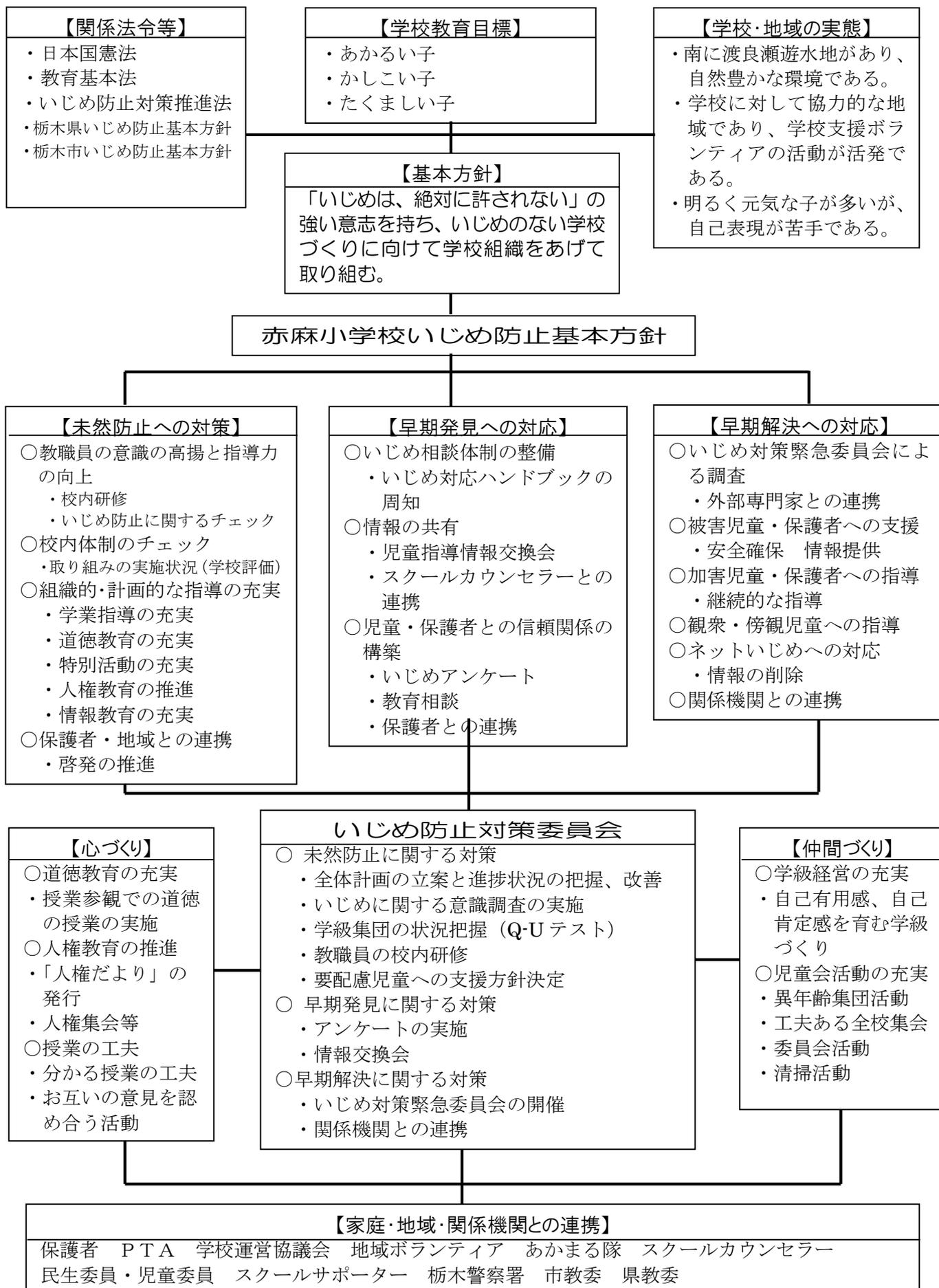
### 3 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童やその保護者の立場に立った対応を行い、いじめられている児童を徹底的に守る姿勢を貫く。
- いじめの疑いがあることを察知した場合には、その場でやめさせるだけでなく、その後も当事者の観察を行い、継続的・組織的な対応を図る。
- いじめをしてしまう児童には、行為の善悪をしっかり理解させるとともに、いじめられる側の心情を考えさせ、反省をさせていじめをしないよう学校組織として継続指導する。
- 被害児童の保護者・加害児童の保護者に対して、学校としてしっかり説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるようにする。



# いじめ防止全体計画

栃木市立赤麻小学校



## 1 いじめ防止に関する年間計画

月	実施予定	年間	随時		
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>配慮を要する児童の共通理解</li> <li>校内特別支援委員会①（すくすくシート引継ぎ）</li> <li>前年度のQ-Uテスト結果の情報共有 (いじめ防止対策委員会を兼ねる)</li> <li>保護者への「いじめ防止基本方針」の周知（PTA 総会資料）</li> <li>いじめ防止に関するチェック①</li> </ul>	職員会議(毎回)及び職員打合せでの児童の問題行動についての共通理解	いじめ防止基本方針の掲載(学校HP) P.12参照	いじめ防止対策委員会	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員への「いじめ対応ハンドブック」の周知</li> <li>保護者へのSCとの面談での相談に関する案内の配付①</li> <li>特別支援教育研修（すくすくシートの理解と目標の設定）</li> </ul>				
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活を楽しくするためのアンケート①</li> <li>教育相談週間① *全児童対象</li> </ul>				
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめについてのアンケート集計（栃木市）</li> <li>校内特別支援委員会②（すくすくシートの評価・新規作成）</li> </ul>				
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止に関するチェック②</li> </ul>				
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へのSCとの面談での相談に関する案内の配付②</li> </ul>				
10					
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活を楽しくするためのアンケート②</li> <li>Q-Uテスト</li> <li>人権週間（人権集会）</li> <li>人権教育研修</li> </ul>				
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内特別支援委員会③（すくすくシートの評価・目標見直し）</li> <li>学校評価による取組状況のチェック</li> <li>児童指導Q-U研修（結果の分析・共有）</li> <li>教育相談週間② *全児童対象</li> <li>いじめ問題等に関する校内研修</li> <li>Q-Uテストの分析・共有</li> </ul>				
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へのSCとの面談での相談に関する案内の配付③</li> </ul>				
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活を楽しくするためのアンケート③</li> <li>教育相談週間③ *6年と必要な児童対象</li> <li>校内特別支援委員会④（すくすくシートの評価・見直し）</li> </ul>				
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>すくすくシート対象児童の保護者との面談</li> </ul>				↓

## 2 いじめ問題の対応（おおよその区分）

レベル1	対等の関係で突発的なトラブル	担任、児童指導主任で対応教頭 校長に報告
レベル2	立場の強弱がはっきりしており、悪質な行為が複数回行われている。	いじめ対策緊急委員会の招集
レベル3	推進法 28 条に定めるような重大事態 ①児童の生命・心身・財産に重大な被害 ア 児童が自殺を企図した場合 イ 心身に重大な傷害を負った場合 ウ 金品等に重大な被害を被った場合 エ 精神性の疾患を発症した場合 などのケース ②相当な期間、欠席を余儀なくされる (年間30日を目安)	いじめ対策緊急合同委員会の招集 市教委の指示を仰ぐ

## いじめ対策緊急委員会の対応の流れ

